

第1回 植物防疫検討会

植物防疫法施行規則の一部改正について

(検疫指定物品 -中古農業機械- の指定と輸出国に求める検疫措置)

令和4年8月31日

消費・安全局 植物防疫課
横浜植物防疫所 リスク分析部
農林水産省

1. 中古農業機械を輸入植物検疫の対象とすることを検討した背景

- (1) 国内外の状況の変化
- (2) 国際的な対応状況（国際基準（ISPM41））
- (3) 諸外国における対応状況
- (4) 我が国における対応状況（植物防疫法の改正）

2. 中古農業機械を輸入植物検疫の対象とする植物防疫法施行規則の改正の考え方

- (1) 検疫指定物品（中古農業機械）の指定
- (2) 中古農業機械に対し輸出国に求める検疫措置の案

1. 中古農業機械を輸入植物検疫の対象とすることを検討した背景

(1) 国内外の状況の変化

- 平成29年4月、国際植物防疫条約（IPPC）に基づき、中古の農業機械等に関する新たな国際基準が採択。中古農業機械に病害虫リスクが存在しうることが提示され、EUや韓国等において新たに中古農業機械の検査を開始。
- これを踏まえ、我が国においても、令和2年10月より税関の協力の下、輸入中古農業機械の確認を試行的に開始したところ、土の付着事例等が認められた。

○ 国際的な状況の変化

平成29年4月

国際基準No.41「中古の車両、機械及び装置の国際移動」（以下「ISPM41」という。）が採択。

【中古農機の検査を近年※開始した国】

年	国・地域名
2018	コロンビア
2019	EU（英国含む）、韓国
2020	スイス、リヒテンシュタイン
2022	アルバニア

※ ISPM41採択（2017.4）以降

○ 輸入中古農業機械の確認の状況



輸入された中古農業機械に付着した土

1. 中古農業機械を輸入植物検疫の対象とすることを検討した背景

(2) 国際的な対応状況（国際基準（ISPM41））

- ISPM41は、国際移動される中古の車両、機械及び装置（VME）に関連する病虫害リスクの特定及び分類と、適切な植物検疫措置の特定のための要件や手続を提示。
- 本基準の付録2において、中古農業機械は中古VMEの中で最も病虫害のリスクが高い物品に分類。
- 主要な病虫害リスクは土、植物残さ等による汚染であり、植物検疫措置として高圧洗浄や掃き取り等が、措置の確認方法として検査証明書等があることを提示。

【ISPM41(付録2)における病虫害汚染リスクのある中古VMEの例】

分類	物品の具体例	病虫害のリスク
農業、林業、園芸に使用される中古機械等	・トラクター ・収穫機 ・堆肥及び肥料トレーラー 等	高 ↑ ↓ 低
土木用中古機械等	・ブルドーザー ・地ならし機 ・露天掘り装置 等	
軍用中古車両	・トラック ・戦車 等	
廃棄物処理用中古車両等	・ゴミ/ギャベージ/廃棄物トラック ・廃棄物仕分け装置	
深部採掘用中古機械等	—	
工業用中古機械	・クレーン ・フォークリフト	
中古車両	・自動車 ・バス ・中古部品 等	

【中古農業機械の汚染要因と適用される検疫措置の例】

項目	中古農業機械における例
汚染要因	・ 土 ・ 有害動植物 ・ 植物残さ(種子を含む)
植物検疫措置	・ 高圧洗浄 ・ 蒸気洗浄 ・ 乾式清掃（掃き取り及び吸引） ・ 圧縮空気洗浄 ・ 化学処理（例えば、くん蒸、消毒） ・ 温度処理
植物検疫措置の確認手続	・ 清掃申告書 ・ 処理証明書 ・ 検査（分解及び検定を伴うこともある） ・ 検査証明書 ・ 措置実施者の認可と監査

※ただし、本表は参照を目的としたものであり、国際基準を規定するものではないとされている

1. 中古農業機械を輸入植物検疫の対象とすることを検討した背景

(3) 諸外国における対応状況

- 中古農業機械の輸入検疫を行っている各国では、機械に付着する土や植物残さを規制対象としている例が多数。
- 輸出国に要求する検疫措置の有無とその内容は様々。EU及びその近隣諸国は、清掃の実施と検査で土又は植物残さの付着がないことを確認した旨を追記した検査証明書の添付を輸出国に要求。

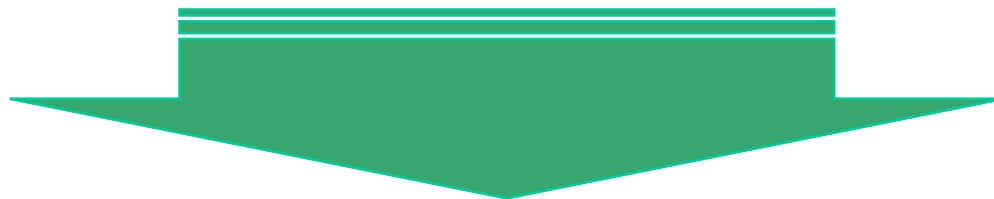
【中古農機等の物品を輸入検疫の対象としている諸外国の例】

国・地域名	輸入検疫の対象としている物品	中古農業機械に対する検疫措置の内容 (輸出国に対して要求している検疫措置 など)
韓国	中古農業機械・建設機械 (農業用トラクターなど、品目分類コードで指定された18品目)	・輸入時の検査
EU 英国	中古農林業機械 (農業用トラクターなど、品目分類コードで指定された26品目)	・輸入時の検査 ・ <u>清掃され、土及び植物残さの付着がないことを追記した検査証明書の添付</u>
ノルウェー	中古農林業機械	・輸入時の検査 ・ <u>消毒又は清掃され、検疫有害動植物、土及び植物残さがないことを追記した検査証明書の添付</u>
米国	中古の車両・農業機械（土木工事車両含む）・軍用車両・自家用車・重機 等	・輸入時の検査
カナダ	中古の農業機械・乗用自動車	・輸入時の検査
豪州	新品及び中古の車両・機械類及び車両運搬船 等	・輸入時の検査
NZ	新品及び中古の車両・機械類 等	・輸入時の検査

1. 中古農業機械を輸入植物検疫の対象とすることを検討した背景

(4) 我が国における対応状況（植物防疫法の改正）

- 令和3年2月から、現行の植物防疫の課題等を点検し、今後の我が国の植物防疫の在り方について有識者により検討を行うための「植物防疫の在り方に関する検討会」を開催。
- 同年6月に検討会の中間論点整理として、「中古農業機械を含む植物以外の物品について、国際基準や各国の制度を踏まえながら土や病害虫の付着の程度に応じた、実効性の高い検査の在り方を検討することが必要」と提言。



植物防疫法の改正

2. 中古農業機械を輸入植物検疫の対象とする植物防疫法施行規則の改正の考え方

(1) 検疫指定物品（中古農業機械）の指定

- 本年5月、改正植物防疫法が公布。従来、植物及びその容器包装であった輸入検疫の対象を拡大し、農機具等の物品のうち農林水産省令（植物防疫法施行規則）で指定する物品（以下「検疫指定物品」という。）を輸入検疫の対象とできるよう措置。
- 今般、植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）改正案において、検疫指定物品として、中古のものに限り以下を指定。（改正規則第5条）

- ① 農業、園芸又は林業の用に供する機械（整地又は耕作の用に供するものに限る。）
- ② 農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベラー、収穫機又は脱穀機
- ③ 農業用トラクター



中古農業機械

○ 検疫指定物品となる中古農業機械の要件

A：中古の農業用の車両・機械・装置であって、かつ、
B：通常の使用において、タイヤ・刃等の部品が、ほ場において地面や収穫物に接触するもの



輸出入通関手続に用いられるHSコードを用いて、上記A及びBを満たす中古農業機械の範囲を特定

※「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」で定められた品目分類コード

【検疫指定物品となる中古農業機械の特定結果】 （次のHSコードに属する中古製品）

① 耕作、整地用の機械

HSコード：8432.21/29/31/39/41/42/80
（農業用、園芸用又は林業用に限る）

② 収穫用の機械

HSコード：8433.20/30/40/51/52/53/59

③ 農業用トラクター

HSコード：HS8701.10/30(農業用に限る)/91,92,94,
95-010/93-011,012

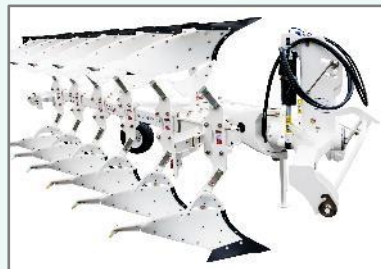


(参考) 輸入検疫の対象とする中古農業機械の範囲

改正規則上の品名 (第5条; 中古のものに限る)	検疫指定物品候補の中古農業機械 (以下のHSコード(税関輸入統計品目)に属する中古製品)			
	HSコード	(項)	(号)	(細分)
農業、園芸又は林業の用に供する機械(整地又は耕作の用に供するものに限る。)	8432.10-000	農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー	プラウ	
	8432.21-000		ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	ディスクハロー
	8432.29-000			その他のもの
	8432.31-000		播種機、植付け機及び移植機	不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機
	8432.39-000			その他のもの
	8432.41-000		肥料散布機	堆肥散布機
	8432.42-000			施肥機
	8432.80-000		その他の機械 ※ただし、運動場用ローラー等の製品も存在するため、農業・園芸・林業用のものに限定	
農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベラー、収穫機又は脱穀機	8433.20-000	収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第84.37項の機械を除く。)	その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む。)	
	8433.30-000		その他の乾草製造用機械	
	8433.40-000		わら用又は牧草用のベラー(ピックアップベラーを含む。)	
	8433.51-000		その他の収穫機及び脱穀機	コンバイン
	8433.52-000			その他の脱穀機
	8433.53-000			根菜類又は塊茎の収穫機
	8433.59-000			その他のもの
農業用トラクター	8701.10-000	トラクター (第87.09項のトラクターを除く。)	一軸トラクター	
	8701.30-000		無限軌道式トラクター ※ただし、土木建設用の製品も存在するため、農業用のものに限定	
	8701.91-010		その他のもの(エンジン出力が18キロワット以下のもの)	農業用のもの
	8701.92-010		その他のもの (エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの)	農業用のもの
	8701.93-011		その他のもの (エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの)	農業用のもの (エンジン出力が52キロワット以下のもの)
	8701.93-012			農業用のもの (エンジン出力が52キロワットを超えるもの)
	8701.94-010		その他のもの (エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの)	農業用のもの
	8701.95-010		その他のもの(エンジン出力が130キロワットを超えるもの)	

(参考) 輸入検疫の対象とする中古農業機械製品の例

○ 農業、園芸又は林業の用に供する機械（整地又は耕作の用に供するものに限る。）



ブラウ



ハロー



播種機



堆肥散布機（マニユアスプレッダー）



○ 農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベーラー、収穫機又は脱穀機



牧草用の草刈機（モアコンディショナー）



ピックアップベーラー



コンバイン



根菜類の収穫機

○ 農業用トラクター



一軸トラクター（管理機）



無限軌道式トラクター（農業用）



農業用トラクター（タイヤ式トラクター）



(注) 提示の各画像は、農業機械の製品の形態等を説明するものであり、画像の製品が中古農業機械として輸入されたことを示すものではない。（写真はメーカー等からの提供による）

2. 中古農業機械を輸入植物検疫の対象とする植物防疫法施行規則の改正の考え方

(2) 中古農業機械に対し輸出国に求める検疫措置の案

- 病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis : PRA）の結果、規則改正案において、中古農業機械に対して輸出国に求める検疫措置として、「清掃が行われ、輸出国の政府機関による検査の結果、土又は植物残さがないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること」を規定。（改正規則別表 1 の 2 の 25 の項）

－ PRA の手順 －

ステージ 1 開始

- ・ 対象とする有害動植物を特定し、海外における発生、寄主（宿主）植物、被害状況、検疫強化等の情報を各種情報源から収集
- ・ 有害動植物の発生地域、寄主（宿主）植物等を特定



ステージ 2 リスク評価

- ・ 潜在的検疫有害動植物のリスクを特定
- ・ 検疫有害動植物に該当するかどうか判断



ステージ 3 リスク管理

- ・ ステージ 2 の結果に基づいて適切なリスク管理措置を特定



輸入検疫措置を決定

【PRAの結果、決定した輸入検疫措置】

- 輸出国において、検疫有害動植物、土及び植物残さ（種子を含む。以下同じ。）を清掃（洗浄及び乾式清掃）により除去するとともに、目視検査でそれらが付着していないことを確認し、その旨を検査証明書に追記する。

※洗浄：高圧洗浄、蒸気洗浄等
※乾式清掃：掃き取り及び吸引

- 輸入国において、目視検査で検疫有害動植物、土及び植物残さが付着していないことを確認する。